

平成22年10月から

# 米トレーサビリティ法がスタートします

※ 米トレーサビリティ法: 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)

## 記録

平成22年10月  
1日の取引等から  
適用されます

この制度の対象となる以下の米・米加工品を取引したり、事業所間での移動や廃棄など行った場合には、

- ・米穀(玄米・精米等)
- ・米粉や米こうじ等の中間原材料
- ・米飯類
- ・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

- ①品名、②産地<sup>※</sup>、③数量、④年月日、⑤取引先名、⑥搬出入の場所等を記録し、保存しなければなりません。

※国産米の場合は「国内産」「国産」等と記載。(ただし、都道府県名や一般に知られた地名でも可。)

※外国産の場合はその「国名」を記載。

対象となる事業者は、生産者や、製造業者、流通業者、小売業者、外食業者などです。

## 伝達

平成23年7月  
1日以降に出荷  
する米穀から適  
用されます

### 事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等又は商品の容器・包装への記載により、産地情報の伝達が必要です。

### 一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を販売・提供する場合には、

- ① 玄米・精米、もち(一部)は、JAS法に従って表示してください。
- ② 上記以外の場合には、商品包装への記載、店内掲示などにより産地情報の伝達を行ってください。

農林水産省ホームページ [http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\\_toresa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html)

制度の詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

東海農政局 食糧部 計画課

TEL:052-763-4453

FAX:052-763-4360